

業務請負請書（案）

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
北陸農政局新川流域農業水利事業所長
小嶋 義次 殿

住 所
氏 名

1 件 名 新川流域二期農業水利事業
記録映像製作その19業務

2 仕 様 別紙特別仕様書のとおり

3 契約金額 ￥ . -
(うち消費税及び地方消費税の額 ￥ . -)
(注)「消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項
及び第29条の規定により算出したもの並びに地方税法第72
条の82及び第72条の83の規定により算出されたもので、
契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

4 履行期限 令和9年3月12日まで

5 履行場所 新潟県新潟市西区五十嵐二の町地内他

上記件名（以下「業務」という。）の履行について、上記の各項及び下記の契約
条項によりお請けする。

契 約 条 項

第1条 この請書及び仕様書に基づき、頭書の業務を頭書の契約金額をもって上記
のとおり履行する。

第2条 業務の履行に当たっては、貴官の定めた監督員の指示に従う。

第3条 業務に使用する材料は、使用前にすべて監督員の検査を受け、不合格の材
料は速やかに取り替え、再び検査を受ける。

第4条 業務の履行中は終始自身（相当の代理人を定めたときは代理人）が現場に
出頭し、業務に関する一切の事項を処理する。

第5条 業務が天災地変等その他不可抗力によらない事由で、履行期限までに履行
ができないときは、遅延日数1日につき契約金額に民法第404条第4項に規定す
る各期における法定利率を乗じて計算した額を遅滞金として、納付する。

第 6 条 業務が完了したときは、その旨を届出し、検査を受ける。

2 前項の検査は、前項の通知の日から 10 日以内に、立会いの上、貴官の命じた検査員の検査を受ける。この検査に要する費用は当方において負担する。

3 前項の検査に立会いができない場合には、検査の結果について、異議の申し立てをしない。

4 検査の結果不合格となった箇所があるときは、指示された期限内にこれを履行して再び検査を受ける。

第 7 条 業務の履行について貴官及び第三者に損害を与えたときは、直ちに報告をし、損害を賠償する。

第 8 条 検査に合格したときは、適法な支払請求書を提出し、受理された日から 30 日以内に支払われるものとする。

2 前項の期間内に、代金が支払われないときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条の規定による遅延利息を加算して支払われるものとする。

第 9 条 納入された成果品が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるとき（成果品の納入を要しない場合にあっては、業務が終了した時に業務の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき）（以下「契約不適合」という。）は、成果品の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行を追完し、又は履行の追完に代え若しくは履行の追完とともに損害の賠償の責を負うことに異存がない。ただし、この期間は、検査の合格の日から 1 年間とする。

第 10 条 この契約に関し、次の各号の一に該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除されても異存がない。

(1) 天災その他当方の責に帰さない理由により、当方より契約の解除を申し出たとき。

(2) 当方がこの契約に違反し、若しくは違反するおそれがあると認められたとき、又は正当な理由がなく義務を履行せず若しくは履行する見込みがないと認められたとき。

(3) 当方又は当方の使用人に不正の行為があったとき。

(4) 当方又は当方の使用人が第 6 条に定める検査員の検査を妨げたとき。

(5) 当方が破産の宣告を受けたとき又はそのおそれがあると認められたとき。

(6) 当方が契約の解約を申し出たとき。

2 前項第 2 号から第 6 号までに掲げる理由によりこの契約を解除されたときは、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として納付する。

第 11 条 この契約に関し、当方が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除されても異存がない。

(1) 公正取引委員会が、当方又は当方の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条若しくは第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 当方又は当方の代理人（当方又は当方の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは

第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

- 2 この契約に関して、当方又は当方の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を提出する。

第 12 条 この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、貴官が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として貴官が指定する期日までに支払うものとする。

- (1) 公正取引委員会が、当方又は当方の代理人に対して独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、当方又は当方の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、当方又は当方の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 当方又は当方の代理人（当方又は当方の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項第 4 号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の 100 分の 10 に相当する額のほか、契約金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として貴官が指定する期日までに支払うものとする。
- (1) 前項第 2 号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第 4 号に規定する刑に係る確定判決において、当方又は当方の代理人（当方又は当方の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 当方が貴官に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 当方は、契約の履行を理由として、第 1 項及び第 2 項の違約金を免れることができない。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定は、貴官に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、貴官がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げるものではない。

第 13 条 この契約により、納付する延滞金及び違約金等があるときは、支払われる代金と相殺されても異存がない。

第 14 条 当方は、この業務の実施に際して知り得た相手方の秘密をこの契約の完了後においても、第三者に漏らし、又はほかの目的に利用することはしない。

第 15 条 当方は、信用保証協会法（昭和 28 年法律第 196 号）に基づき設立された信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社、信託業法（平成 16 年法律第 154 号）第 2 条第 2 項に規定する信託会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関（以下「信用保証協会等」という。）に対して売掛債権を譲渡する場合を除き、貴官の書面による承諾を得ないで、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させることはしない。

- 2 当方がこの契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、信用保

証協会等に対して売掛債権の譲渡を行い、貴官に対して民法（明治 29 年法律第 89 号）第 467 条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 10 年法律第 104 号。以下「債権譲渡特例法」という。）第 4 条第 2 項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合にあっては、貴官に対して有する請求債権について、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡対象債権金額を軽減する権利その他一切の抗弁権を保留する。

- 3 前項の場合において、譲受人が貴官に対して債権譲渡特例法第 4 条第 2 項に規定する通知又は民法第 467 条若しくは同項に規定する承諾の依頼を行った場合も同様に異存がない。
- 4 当方が信用保証協会等に対して売掛債権の譲渡を行った場合、貴官が行う弁済の効力は、貴官が予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 42 条の 2 に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとするに異存がない。

第 16 条 この請書に定めない事項については、必要に応じて貴官と当方とが協議の上、定めるものとする。